

## 令和5年第1回広尾町議会定例会 第4号

令和5年3月10日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算について
- 3 議案第46号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 4 議案第47号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 5 議案第48号 令和5年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 6 議案第49号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 7 議案第50号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 8 議案第51号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 9 議案第52号 令和5年度広尾町水道事業会計予算について
- 10 議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算について
- 11 発委第 1号 広尾町議会個人情報保護条例の制定について
- 12 発議第 1号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出について
- 13 発議第 2号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行後も、公的支援が後退しないことを求める意見書の提出について
- 14 発委第 2号 閉会中の委員会継続調査について

### ○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副	町	田 中	靖 章
会 計 管 理 者		山 崎	勝 彦

兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努 雄
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎 美
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 也
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	西 脇 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	佐 々 木 み ゆ き
兼 豊 似 保 育 所 長	佐 々 木 み ゆ き
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	寺 井 真 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井 真 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事	浅 野 愛 海

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。  
議員の欠席であります。7番、星加廣保議員より遅参の届出があります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 議案第45号～日程第10 議案第53号

- 1、議長（堀田） 日程第2、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算についてから日程第10、議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。  
本案9件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。  
ここで、委員長の報告を求めます。  
予算審査特別委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

- 1、予算審査特別委員会委員長（小田） 予算審査特別委員会審査報告をさせていただきます。  
令和5年第1回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。  
委員会の開催日ですが、令和5年3月3日、8日、9日の3日間であります。  
事件及び審査の結果ですが、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算についてから議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を審査の結果、「原案のとおり可決すべき」と決定しましたので、報告します。  
以上です。

- 1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。  
これより討論、採決を行います。  
お諮りします。議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算についての1件と議案第46号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を2つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号1件と議案第46号から議案第53号までの8件を2つに分けて討論、採決を行うことに決しました。

初めに、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番(旗手) 議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

2020年1月に新型コロナウイルスの感染者が発生し、今日の第8波まで道内累計で133万人、十勝でも8万人を超え、4人に1人が感染したことになります。コロナ禍による本町の商工業者、飲食店等は大きく影響され、廃業された業者も少なからずあります。このような状況から一日も早く脱却し、持続可能な経済活動をするため、自治体の支援は喫緊の課題であります。

新年度から長年にわたり要望してきた高校生までの医療費無料化が始まりますが、今後の少子化対策や広尾高校存続等、課題解決を図っていかねばなりません。

子ども農山漁村ホームステイ受入れ事業は、趣旨は理解するとしても、その費用は本来、荒川区や来町する児童の保護者がその費用を負担することが基本です。本町に寄せられたふるさと納税は、西海市との交流事業や中高生の海外研修事業の費用などに充てるよう改善すべきものと思います。

全国で本町だけと言われる政治家記念館の運営は、自治体がすべきものではありません。さらに、基金残高も減少してきており、速やかに運営形態を見直すべきであります。

よって、本予算案に反対します。

1、議長(堀田) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、萬亀山ちず子議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番(萬亀山) 私は、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度一般会計予算案については、第6次まちづくり計画を基本としながら行政サービスの維持向上に努め、町民の負託に応えた予算内容であると評価するものです。

赤潮対策、ウニ増殖、さけ・ます増殖事業をはじめとする産業振興の継続支援、医療費無償化を高校生まで拡大、医療技術者等への修学資金貸付事業の創設、サンタの森の環境振興事業の推進、高齢者外出支援交通費助成事業の本格実施など、子育てから高齢者までを担う重層的支援体制整備事業の継続などを引き続き行う内容です。

また、町民からの要望が高い公園整備事業に着手し、妊婦健診の助成、妊産婦の通院費助成、産後ケア事業、母子健康手帳アプリサービス事業、保育料の負担軽減の継続など、子育てする若い世

代を応援する内容です。

教育においては、広尾高校の存続に向けた取組を継続するとともに、広尾高校に進学する生徒の保護者に対し進学に係る負担軽減を図り、生徒確保を図るため、広尾高校生徒進学助成事業を継続する内容です。

移住・定住対策としては、若者をターゲットとした町民交流イベント開催事業、結婚新生活支援事業のほか、本町で働く若者を応援するため、奨学金返還支援事業を継続する内容です。

5年度予算案は、基金から多額を取り崩す厳しい予算編成になりましたが、町民の活力と安心を重視した内容となっております。今後も安定した財政運営を続けていくため、第5次行政改革後期の取組を具現化し、健全な財政基盤の確立に努めることとして、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

再開します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

6番、志村國昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（志村） 私は、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算に反対の討論を行います。

予算案の中に公園整備構想の実施設計に係る経費が計上されています。なぜ整備が必要かについては、町民ニーズの高まりなどを挙げていますので、私は、公園そのものの整備については町民の要望に応えるものとして、反対するものではありません。むしろ整備されるべきと思います。しかし、最終的に7億5,000万円という巨額の費用を投じて整備することが町民の理解を得ることができるのでしょうか。疑問に感じています。

当初は5億円弱と説明を受け、議会報告会等に参集いただいた町民の方々にその内容を報告いたしました。その後、7億5,000万円まで予算が膨れ上がり、先般行われた総務常任委員会所管事務調査では、委員各位から多くの質問が出された旨の報告がなされています。議員の多くが、計画は町主導で前に進み、議会とのコンセンサスが十分得られていないことを意味するものです。

前段申し上げましたとおり、公園の設置については反対するものではなく、町民の憩いの場を整備することについて何ら問題はないと思います。しかし、そこまで予算を投入しなくても公園の整備は可能ではないでしょうか。膨大に予算が膨れ上がったわけですから、一度立ち止まって構想を練り直すことも必要でないかと思います。

令和5年度一般会計予算案に計上されている実施設計等に係る経費を認めれば、先日配付されたパースのとおり、巨額予算を投じる構想のとおり計画が進むこととなります。過疎債を100%充当、

補助金等の投入で一般財源の持ち出しを抑えるとのことですが、過疎債の3割は償還しなければなりません。現在、広尾町は全会計の起債残額が123億円あり、町民1人当たりの負債は200万円となります。実質公債費比率も全道179市町村で上から7番目に高い状況です。また、今後、特別養護老人ホームの建て替え、キャンプ場の再開整備など、大型事業で新たに起債に頼らなければなりません。

このようなことから、巨額の投資となる公園整備構想の実施設計等を計上する本予算案に反対するものです。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番、浜野隆議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（浜野） 私は、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度一般会計予算案については、厳しい財政状況の中、町民の負託に応えた予算内容であると評価するものであります。

本予算における子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業は、事業費財源内訳を見ても、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税を財源としており、広尾町の一般財源は使われておりません。寄附金の使い道を子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業と明確に指示していることから、寄附者の意向に沿った事業執行となっております。この事業は、ホームステイにとどまらず、漁業、農業を営んでいる町民の方々へ自分の仕事に誇りを持ってもらう機会になるほか、地元の魅力を再発見し、その魅力を事後交流や学校給食への広尾町産の食材の提供により、さらに深めることになるものと考えられます。

さらに、公園整備事業や町民交流イベント開催事業、結婚新生活支援補助金、移住支援金や奨学金返還支援助成金など、広尾町への若い世代の移住や定住、関係人口の拡大につながる新規事業への取組も見られます。

また、各産業の活性化を図るため、地域おこし協力隊員の増員配置を行い、広尾町のさらなる魅力発信につながるものと思われまます。

本予算は、農林水産、商工観光等における産業振興、地域福祉や教育、病院運営など、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組む予算内容であることから、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第46号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第46号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案8件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は委員長の報告どおり可決されました。

#### ◎日程第11 発委第1号

1、議長（堀田） 日程第11、発委第1号 広尾町議会個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、説明願います。

1、議会運営委員会委員長（渡辺） 発委第1号 広尾町議会個人情報保護条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、提案するものであります。

この条例に関しては、第1章、総則の条例の目的、定義、議会の責務についてから第6章、罰則の議会事務局の職員などが正当な理由もなく個人情報ファイルを提供した場合や、不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合等の罰則についてまでを定めております。詳細につきましては、お手元の議案書あるいは議案資料をお目通しいただければと思います。

附則として、施行期日は令和5年4月1日から施行するものとし、附則第2条において経過措置を設けるものであります。

以上、議決方よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第1号 広尾町議会個人情報保護条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 発議第1号

1、議長(堀田) 日程第12、発議第1号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番(北藤) 発議第1号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

我が国の農業は、高齢化や担い手不足に加え、自然災害による農業被害などで生産基盤が脆弱化し、食料自給率の低下、農村社会の疲弊とともに、相次ぐ大型貿易協定発効による農畜産物の市場開放で農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で農畜産物需要が減退し、発生から3年が経過し、米や砂糖、乳製品等の在庫滞留が続き価格が低迷している。さらには、ロシアのウクライナ侵攻で世界経済が一変し、世界的な穀物需要の逼迫や燃料、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰を招き、それらを輸入に依存している我が国は危機的な状況の一途をたどっている。

こうした情勢から、自国の食料は自国で賄うという食料安全保障の考え方が改めて重要視され、政府は「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、「食料・農業・農村基本法」の見直しにも着手している。このため、命の源である食料とそれを生み出す農業を再評価し、国民合意の下、実効性のある政策が求められている。

また、酪農・畜産においては、牛乳乳製品の需要が回復せず、道内では需給改善に向けて2023年度もさらなる減産が求められており、在庫削減対策の抛出などで需給調整の負担が道内の生産者に大きく偏っている。このほか、初生牛等の個体販売価格の暴落など、取り巻く環境は日々厳しさを

増しており、国内酪農・畜産の経営存続に向けて、一刻も早い需給改善と急騰した生産資材対策や適正な価格形成が求められている。

については、農業者が将来にわたって安心して営農できるよう、我が国の食料安全保障の強化と国内酪農・畜産の経営安定を求めるよう、下記のとおり要望する。

1、世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。また、基本法の見直しに当たっては、食料自給率の向上を目指し、農業者が将来にわたって安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

2、国内酪農・畜産経営は、かつてないほど厳しい情勢にさらされ、存続の危機に瀕していることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化や新たな需要創出などで、一刻も早く需給改善を図ること。また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成の下、コスト高に係る酪農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 発議第2号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第2号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行後も、公的支援が後退しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第2号 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類」に移行後も、公的支援が後退しないことを求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

政府は、新型コロナウイルスについて、感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけ、現在は結核などと同じ2類相当であるが、5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」へと移行する方針を決めた。「5類」に移行されることに伴い、政府は外来・入院の自己負担分の公費支援は段階的に見直すとしている。また、医療機関に対する公的な財政措置も縮小しようとしています。

しかし、新型コロナ第8波の下で死亡者数が過去最多を更新し、感染者数の急増で医療体制が逼迫する中で、「5類」への移行については専門家から様々な懸念が表明されている。日本医師会の松本吉郎会長は医療費の公費負担や医療機関の感染対策について「できる限り支援を」と要望し、一般社団法人・日本医療法人協会の加納繁照会長は「コロナ医療体制の見直しには、高齢者など重症化しやすい患者への感染対策や、通常診療との両立を行うための人員確保のため、医療への継続的な支援」を求めている。国立病院機構三重病院の谷口清洲院長は「1年に3回も流行し、そのたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのか」との指摘もある。政府はこうした医療現場からの指摘や懸念を受け止めるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の回復後に続く後遺症は、倦怠感や呼吸困難感、味覚・嗅覚障害など多岐にわたる内容が報告されており、原因の究明と後遺症に苦しむ患者への支援が求められている。

よって、政府は感染症法上の位置づけを移行したとしても、公費負担や財政措置を縮小し、医療機関の体制や経営に困難をもたらし、感染者が経済的な理由などから受診抑制をすることがないように、公的支援を後退させないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

提出先は、記載のとおりです。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第14、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和5年第1回定例会終了後から令和5年第2回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、一般廃棄物の処理計画について。

産業常任委員会、(1)、「集いの杜」プロジェクトについて。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和5年第1回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時40分